第二十三条の二　削除

（輸入食品安全対策室）

第二十三条の三　（略）

2　輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。

一・二　（略）

三　農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。

四　（略）

3　（略）

（産業保健支援室、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室及び電離放射線労働者健康対策室）

第三十八条　労働衛生課に、産業保健支援室、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室及び電離放射線労働者健康対策室を置く。

2　産業保健支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置（労働安全衛生法に規定する作業環境測定に関するものを除く。）に関する支援に関すること（労働基準監督官の行う監督に関すること及びメンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働者の心の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置に関する支援に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

二・三　（略）

5　メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室に、室長を置く。

6・7　（略）

（訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官）

第四十一条　総務課に、訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官五人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。

2～11　（略）

（水道計画指導室及び水道水質管理官）

第二十三条の二　水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。

2　水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道用水の供給に関する企画及び立案に関すること。

二　水道の広域的な整備に関すること。

三　水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。

四　独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。

3　水道計画指導室に、室長を置く。

4　水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関することを行う。

（輸入食品安全対策室）

第二十三条の三　（略）

2　輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。

一・二　（略）

三　農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

3　（略）

（産業保健支援室、治療と仕事の両立支援室及び電離放射線労働者健康対策室）

第三十八条　労働衛生課に、産業保健支援室、治療と仕事の両立支援室及び電離放射線労働者健康対策室を置く。

2　産業保健支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置（労働安全衛生法に規定する作業環境測定に関するものを除く。）に関する支援に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

3　（略）

4　治療と仕事の両立支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一・二　（略）

5　治療と仕事の両立支援室に、室長を置く。

6・7　（略）

（訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官）

第四十一条　総務課に、訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官六人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。

2～11　（略）